

契約事務の効率化に向けた事務手続きの見直しについて(お知らせ)

1 概 要

本市においては、契約事務に係る手続きの効率化を図るため、契約締結までの日数や契約関係の提出書類などについて、下記のとおり見直すこととしましたので、お知らせいたします。

2 内 容

(1)契約締結までの日数について

全ての契約において、契約締結までの日数を下記のとおり見直します。

見直し前	見直し後
落札の決定通知を受けたとき又は随意契約の相手方となったことを知ったときから「5日以内」に契約書に記名押印	落札の決定通知を受けたとき又は随意契約の相手方となったことを知ったときから「 <u>10日以内</u> 」に契約書に記名押印

また、「市長が特別の理由があると認める場合」は、次のとおりとします。

事 例	契約締結日
・自然災害の発生等により郵便物の配達遅延が発生した場合 ・年末年始等において、長期の休業期間がある場合	<u>契約手続きが可能となった日</u> ※手続きが可能となったら、速やかに契約締結を行って下さい。
・市民生活や行政運営に支障をきたす場合など真にやむを得ない事情により、予算の執行が可能となる前(年度前)に契約者の決定を行った場合	<u>予算の執行が可能となった日</u> ※通常は、例年4月1日となります。

(2)契約書を省略できる金額の引上げについて

見直し前	見直し後
契約金額が100万円以下のとき	契約金額が200万円以下のとき ※契約書を省略する場合においては、「 <u>請書(簡易な契約約款付)</u> 」(以下「 <u>請書等</u> 」という。)の提出を求めます。 ただし、契約金額が少額の場合などは、請書等の提出を求めないことが有ります。

3 施行期日

令和 8 年 2 月 1 7 日

(問合せ先)

北九州市技術監理局 契約制度課
電話：093-582-2545